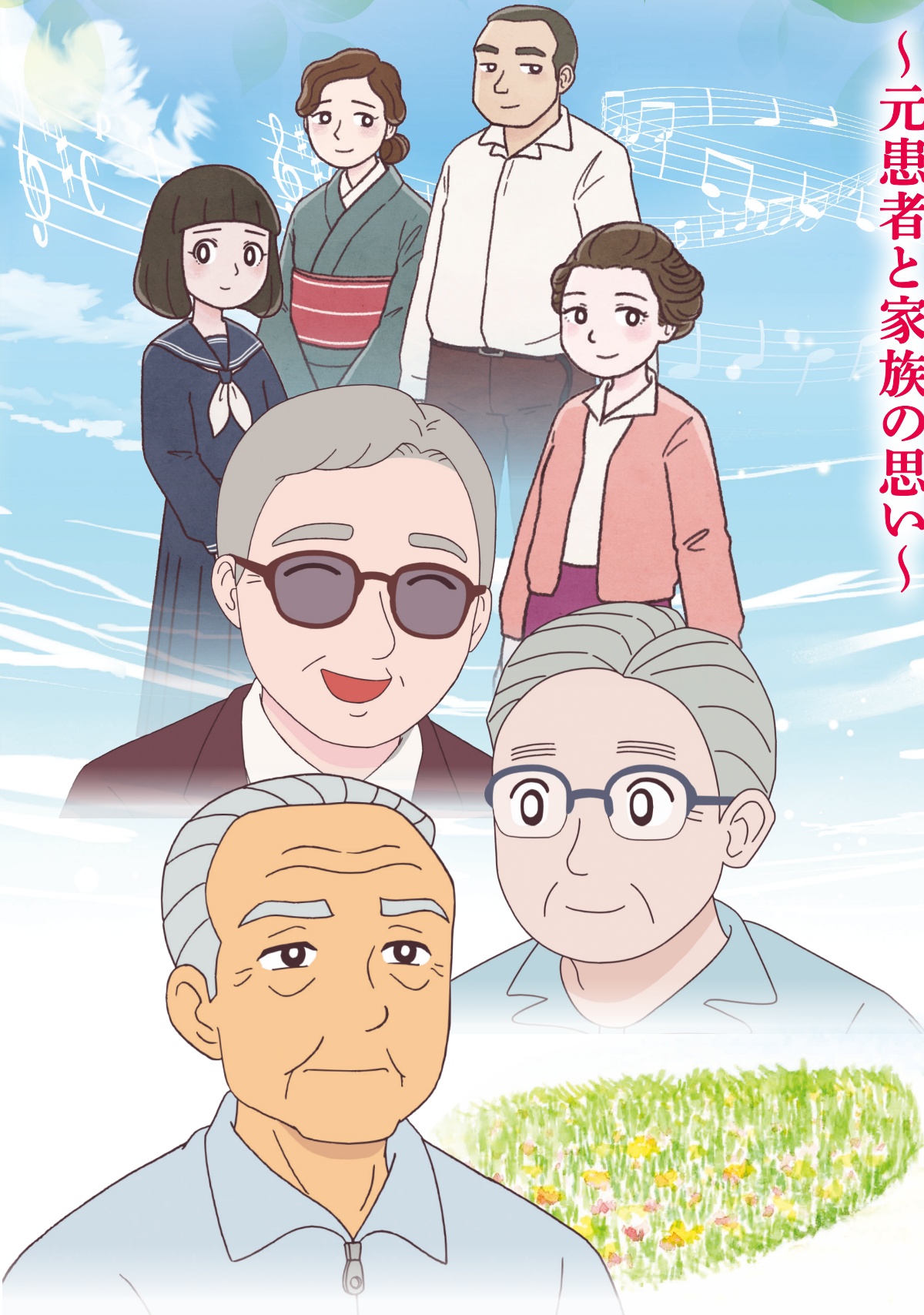


# ハンセン病問題を知る

〜元患者と家族の思い〜



現代では感染<sup>かんせん</sup>することも、  
発病することもほとんどないハンセン病。  
治る病気であるにもかかわらず、  
その患者<sup>かんじゃ</sup>は強制的に隔離<sup>かくり</sup>されてきた歴史があります。  
隔離<sup>かくり</sup>するための法律<sup>ほうりつ</sup>は廃止<sup>はいし</sup>されましたが、  
この病気に対する偏見<sup>へんけん</sup>や差別はなくなっておらず、  
今も元患者<sup>かんじゃ</sup>やその家族は苦しんでいます。  
同じ過<sup>あやま</sup>ちを繰り返さないために、  
偏見<sup>へんけん</sup>や差別のない社会を実現するために、  
この問題から学ぶべきことはたくさんあるはずです。

## 目次

ハンセン病について 知っておいてほしいこと …………… 2	長い間語られてこなかった 家族の苦しみ …………… 5
わす 忘れてはいけないハンセン病 <sup>かんじゃ</sup> 患者 <sup>かんじゃ</sup> や 元患者 <sup>かんじゃ</sup> が受けた苦しみ …………… 3	あるハンセン病 <sup>かんじゃ</sup> 元患者 <sup>かんじゃ</sup> と その家族の物語 …………… 6-8
かくり せいさく 隔離政策がなくなった今も 苦しみは続いている …………… 4	ハンセン病 <sup>かんじゃ</sup> 元患者 <sup>かんじゃ</sup> とその家族が みな 皆さんに伝えたい思い …………… 9
	ハンセン病問題についてのワークシート … 10

# ハンセン病について 知っておいてほしいこと

## どんな病気なの？

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる病気で、かつては「らい病」と呼ばれていました。現在は、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前を取って「ハンセン病」が正式名称となっています。

この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れます。治療法がない時代は、障害などの後遺症が残ることもありました。

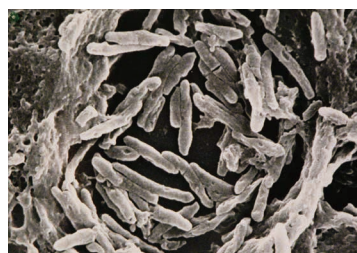
## ちりょうほう 治療法はあるの？

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。我が国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、様々な薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。

ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

## 他の人に感染するの？

「らい菌」はもともと感染する力が弱く、たとえ感染したとしても、発病する力はとても弱い細菌です。現在の日本の衛生状態や、生活や医療の環境を考えると、感染することや発病することはほとんどありません。



らい菌 電子顕微鏡写真「国立感染症研究所提供」  
(写真提供:国立ハンセン病資料館)

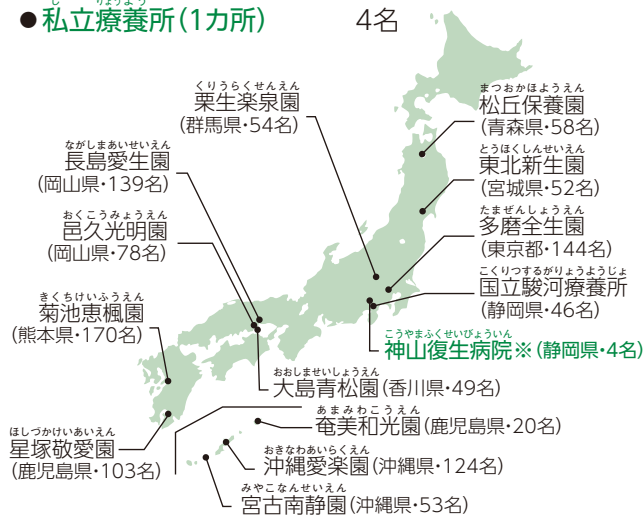
## 日本人新規患者数

2017年1人、2018年0人、2019年0人  
(国立感染症研究所ホームページより)

## ハンセン病療養所(令和2年5月1日現在)

入所者総数(14カ所) 1,094名

- 国立療養所(13カ所) 1,090名
- 私立療養所(1カ所) 4名



※は私立療養所

# わす 忘れてはいけない かんじゃ かんじゃ ハンセン病患者や元患者が受けた苦しみ

## 治る病気になってからも かくり 隔離されたままだった

ハンセン病患者を療養所という名の施設に収容する隔離政策は、明治40年(1907年)の「癩予防二関スル件」から始まり、昭和6年(1931年)に成立した「癩予防法」という法律のもとで進められてきました。全国で「無らい県運動」が行われ、患者を見つけ出して療養所へ送り込み、保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒するという光景は、人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けていきました。昭和21年(1946年)には特効薬「プロミン」が登場し、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていましたが、昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切って、この法律を引き継ぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。

つまり、治る病気であり、隔離の必要もなかったハンセン病患者の強制収容は続けられ、療養所に収容されると、多くの人は一生涯そこから出ることができなかつたのです。

## じんけん 人権がないがしろにされていた りょうよう 療養所での生活

療養所では、患者たちは様々な労働をしなければなりません。炊事洗濯のほか、道路工事のような重労働もこなし、症状の軽い者は症状の重い者の世話をしました。手足に感覚がないために、作業中にけがをしても気付くことができず、指や手足を失ってしまう人もいました。

また、患者たちは子どもを持つことが許されませんでした。ハンセン病は遺伝するという間違った知識や、優れた子孫だけを残そうという国の誤った考え方があったためです。患者は、子どもを産めないようにする手術を受けさせられました。人工妊娠中絶手術によって生まれてくることができなかつた子どもは7,696人にも及びます。



ほんみょうじ  
本妙寺部落の強制収容  
(写真提供:国立ハンセン病資料館)



びょうとうかんご  
病棟看護  
(写真提供:国立ハンセン病資料館)

### 無らい県運動とは？

昭和6年(1931年)に「癩予防法」が成立した頃から、各都道府県は、ハンセン病患者が一人もいないことを目指し、競って患者を療養所へと入所させる「無らい県運動」を行いました。この運動は戦後にも継続され、ハンセン病が「恐ろしい伝染病」だという誤った認識を社会に植え付け、患者やその家族に対する偏見や差別を強いものにしました。

# かくりせいさく 隔離政策がなくなった今も 苦しみは続いている

## かんじゃ ハンセン病患者を長年苦しめてき ほうりつ はいし かんじゃ た法律の廃止と元患者たちによる ばいしょうせいきゅうそしょう 国家賠償請求訴訟

平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止され、約90年続いた隔離政策はようやく終わりました。その後、平成10年(1998年)に療養所の入所者たちによって、隔離政策を進めてきた国の責任を問う裁判「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が熊本で起こされました。続いて、東京や岡山でも同じ裁判が起こされました。

平成13年(2001年)、熊本で国の責任を認める判決が下されました。国は、ハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、それ以上裁判で争うことはしませんでした。

その後、国は入所者たちにおわびし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や療養所を退所した社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援、そしてハンセン病問題の啓発活動などに取り組んでいます。

## さいばん こきょう 裁判に勝っても故郷には帰れない

さいばん  
裁判に勝った後も、多くの入所者は社会復帰することなく、今も療養所で暮らしています。かくりせいさく  
隔離政策が生み出したハンセン病に対する偏見や差別は、社会に根強く残っているからです。ハンセン病患者の中には、病気に対する偏見によって家族に迷惑が及ぶことを心配し、本名や戸籍を捨てた人もい

ます。自分が故郷に帰ることでまた迷惑がかかるという恐れがあり、親や兄弟と再会することもできないのです。療養所で亡くなった人の遺骨の多くも、故郷のお墓には入れず、療養所内の納骨堂に納められています。

## ハンセン病問題の歩み

- 明治 6年(1873年) アルマウェル・ハンセンが、らい菌を発見。
- 明治40年(1907年) 法律「癩予防二関スル件」が制定される。
- 昭和 6年(1931年) 「癩予防法」(旧法)が制定(癩予防二関スル件の改正)される。
- 昭和11年(1936年) 「無癩県運動」が本格化する。
- 昭和18年(1943年) プロミンのハンセン病治療への有効性が発表される。
- 昭和23年(1948年) 優生保護法で、ハンセン病も指定される。
- 昭和28年(1953年) 「らい予防法」が制定される。
- 平成 8年(1996年) 「らい予防法」が廃止される。
- 平成13年(2001年) 熊本で「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決。
- 平成15年(2003年) 熊本県の温泉でハンセン病回復者宿泊拒否事件起こる。
- 平成17年(2005年) ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書が提出される。
- 平成20年(2008年) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定される。
- 平成22年(2010年) 国連総会でハンセン病差別撤廃決議が採択される。
- 平成28年(2016年) ハンセン病家族国家賠償請求訴訟が提起される。
- 令和元年(2019年) 熊本でハンセン病家族国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決。同年「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行される。

# 長い間語られてこなかった 家族の苦しみ

## ハンセン病患者の家族にも 向けられた偏見や差別の目

療養所の入所者たちが恐れたように、ハンセン病への偏見や差別の目は、入所者の家族にも向けられてきました。学校や職場で厳しい差別を受け、居場所をなくし、中には婚約を破棄される人もいました。そのため家族は、身内にハンセン病の入所者がいることを隠し、世間の目におびえながら生きていかななくてはなりませんでした。ハンセン病患者になった家族を恨み、棄てたという思いにとらわれ、癒やすことのできない心の傷を負った人もいます。隔離政策が家族を引き離し、ふくれ上がった偏見と差別が心までも分断していったのです。

しかし、こうした家族の被害は、長い間公的に認められていませんでした。

## ハンセン病元患者家族に対する 新たな補償に関する法律も成立

平成28年(2016年)にハンセン病元患者の家族たちは、国に対して謝罪と賠償を求める裁判を起こしました。令和元年(2019年)に国の責任を認める判決が下されると、国はこの問題を早期に解決するためにこれ以上争わないことを決め、家族たちに謝罪しました。同年に作られた「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の前文では、苦痛と苦難を強いられてきた家族への取組がなされなかったことがおわびされ、偏見と差別を根絶する決意が示されています。

それでも、自分の家族にハンセン病元患者がいることを周囲に打ち明けることができた人は多くありません。家族の皆さんは、今も偏見や差別を恐れて生きています。

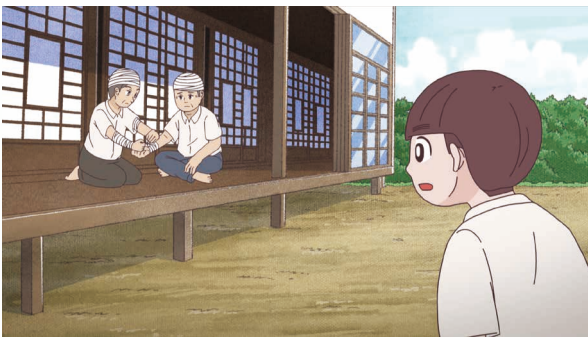


熊本地裁前での勝訴発表(写真提供:国立ハンセン病資料館)

## 全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長 森和男さん

昭和15年(1940年)、徳島県に生まれた森和男さん。幼くしてハンセン病にかかった森さんは、昭和24年(1949年)、9歳の時に同じくハンセン病になった15歳の姉とともに瀬戸内海の孤島にある国立療養所大島青松園(香川県)に入所しました。

そこで森さんは、患者である大人の入所者が肉体労働など過酷な作業(患者作業)を課せられているのを目の当たりにします。病気を治すために療養所へ来たのに、病気が治らなければ自分もこうした作業を行うのだろうか、森さんは幼心に不安に思いました。また、療養所で亡くなった人の火葬や埋葬も入所者自身の手で行われていました。



中学生の頃になると、将来に不安を募らせ自死する友人もいました。その子の遺骨は、ハンセン病の偏見や差別を恐れた家族から受け取りを拒否され、故郷に帰ることでできませんでした。

中学校を卒業すると、大島を離れ、岡山県内にある国立療養所長島愛生園内にある高

校へ入学。島の中で暮らしてきた森さんは、各地の療養所から来た仲間との交流を通して、様々な考え方や生き方を学び、人間関係を深めていきました。

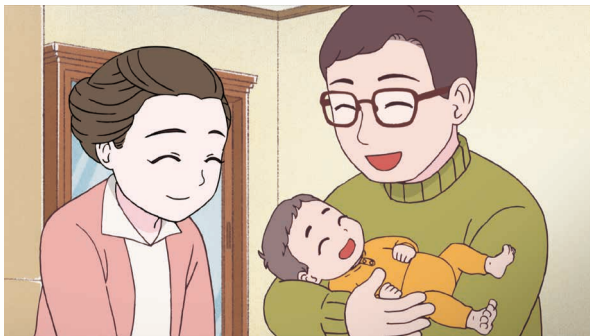
その後、大学に進学し、卒業後は大阪の商社へと就職した森さんですが、偏見や差別を恐れ、職場では自分のことを一切話さずに行っていました。しかし、病気のことを隠している自分に対する周囲の目が気になり始め、ストレスにより病気は悪化。31歳で治療のために大島の療養所へと戻りました。



療養所に戻った森さんは、ハンセン病というだけで奪われた人間としての誇りや人間らしさを取り戻したいと強く願い、療養所の自治会の活動に打ち込み、入所者の生活改善のために力を尽くしました。そして、現在は自治会長を務めているほか、国立ハンセン病療養所入所者による全国組織「全国ハンセン病療養所入所者協議会」の会長も務め、ハンセン病問題の啓蒙や療養所の将来構想などに取り組んでいます。

## ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 会長 志村 康さん

昭和8年(1933年)、佐賀県に生まれた志村康さんは、昭和23年(1948年)、中学校を卒業してすぐに国立療養所菊池恵楓園(熊本県)に入所しました。「らい菌」が陰性となった30歳の時に療養所を離れた志村さんは、療養所内で結婚した妻と二人で仕事を始め、親類の赤ちゃんを養子にもらいます。実は二人には、授かった子を諦めなければならなかった過去がありました。当時のハンセン病患者は出産を許されていなかったのです。



仕事は順調でしたが、ハンセン病の後遺症により痛みを感じなくなった右足にできた傷からばい菌が入り、40歳の時に右足を切断。しかし、足の傷はなかなか治らず、志村さんは療養所内の病院で治療を受けるため、55歳で療養所に戻りました。

平成8年(1996年)、ハンセン病患者・元患者を社会から隔離してきた「らい予防法」が廃止されました。しかし、これまで受けてきた痛みや亡くなっていった仲間への思いから、志村さんは療養所の入所者とともに、

長期間にわたって誤った隔離政策を行ったことは憲法違反であったとして、平成10年(1998年)、国を訴えました。



裁判で法廷に立った志村さんは、家族への差別を恐れ、本名を名乗れずにいること、父親の葬儀に行けなかったこと、そして、生まれてくることを許されなかった子どものことを訴えました。平成13年(2001年)5月11日、志村さんたちの裁判に、国の責任を認める判決が下りました。

しかし、平成15年(2003年)には、志村さんも暮らす菊池恵楓園の入所者がホテルの宿泊を拒否される事件が起こるなど、裁判に勝訴してもハンセン病や入所者への偏見や差別は根強く残っているのです。

長い間、社会から隔離されてきた菊池恵楓園内には、今、地域の人々のための保育園があります。子どもたちの存在は、希望そのもの。だからこそ、差別をされることを自分の問題として考えられる人になってほしいと志村さんは願っています。

## ハンセン病家族訴訟原告団 団長 林 力さん

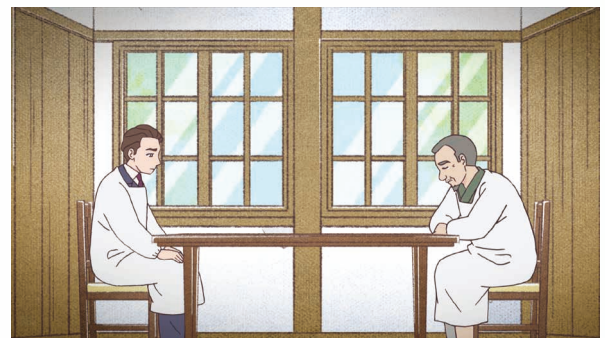
大正13年(1924年)、長崎県で生まれた林力さん。ハンセン病にかかった林さんの父親は、林さんが小学6年生の時に、鹿児島県にある国立療養所星塚敬愛園に入所しました。父親が死んだ後、保健所によって家中の消毒が行われると、林さん家族は近所から冷たい眼差しで見られ、また、同級生からは「くされの子」といじめられました。それからすぐに、林さん家族は、父親の兄を頼りに東京へ。それ以来、ハンセン病である父親のことは隠して暮らしました。



学校の先生になりたかった林さんは、21歳の時に、福岡県にある罪を犯した少年や戦争で家を失った少年の自立を支援する施設に勤め始めました。施設の少年に家族の話を書く中で、林さんも小学6年生の時に別れてから会っていない父親への思いが湧き上がります。そして、ずっと隠し続け、死んでほしいとさえ思っていた父親に会うことを決意し、鹿児島療養所へと向かいました。

療養所の面会室で林さんは父親と再会し

ます。涙を流す父親と、ただ黙って向き合うばかりでしたが、別れ際、父親は「お父ちゃんのこととは絶対に世間に知られないように」と念を押すのでした。



父親の死後、林さんは父親がハンセン病患者であったことを公表。誰もがこの病気にかかった家族のことを語れる世の中になってほしいという思いからでした。そして、平成28年(2016年)には、林さんをはじめハンセン病患者の家族によって「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」が起こされます。国によるハンセン病患者の隔離政策によって偏見や差別に苦しんだのは、患者だけでなくその家族もだからです。国に対して謝罪と賠償を求めたこの訴えには、令和元年(2019年)に国の責任を認める判決が下りました。

かつて父親を隠し、憎み続けてきた林さんは、今では、ハンセン病の父親を持ったからこそ、現在の私があると思えるようになったのでした。

# かんじゃ ハンセン病元患者とその家族が みな 皆さんに伝えたい思い

## 「命の問題、他人への思いやりを考えて」もり かずお 森 和男さん



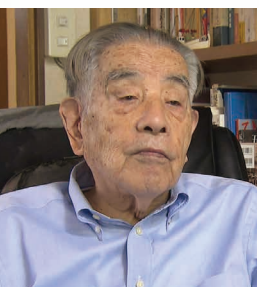
われわれ せんばい りょうよう  
我々や先輩たちは療養所の中で苦労しながら生活を送ったわけですが、  
十分な ちりょう  
治療もなかった時代には、人生をどう生きるかいつも悩み続けまし  
た。人生や命について考えざるを得なかった苦しい時代を生きて、今がある  
わけです。社会にはいろいろな差別や偏見<sup>へんけん</sup>がありますが、命の問題、他人へ  
の思いやりを、ハンセン病問題を通じて、学校、そして親御<sup>おやご</sup>さんと生徒さんた  
ちが一緒<sup>いっしょ</sup>になって考えていくことが大事ではないかと考えています。我々は  
療養所<sup>りょうよう</sup>を人権<sup>じんけん</sup>の研修の場として今後も残していけるようにしないと  
いけない  
と考えているところです。

## 「差別されるべき存在ではないハンセン病患者」そんざい かんじゃ しむら やすし 志村 康さん



私たちは小中学校で「ハンセン病問題の事前学習をやってください。そし  
て疑問<sup>ぎもん</sup>があるところは書いてください。質問を受けます」という形で啓発をし  
ています。その中で、ハンセン病はなぜ差別をされるのかという質問を受け  
ることがありますが、それは、一言でいうと、社会の人が、社会がハンセン病  
を差別したからです。ハンセン病患者<sup>かんじゃ</sup>といわれる人たちが、差別されるべき  
存在<sup>そんざい</sup>であるのかという肝心<sup>かんじん</sup>なところの教育が今なお不足しています。自分た  
ちが差別しているんだという自覚をもって、ハンセン病患者<sup>かんじゃ</sup>は差別されるべ  
き存在ではないということを、子どもたちにわかるような言葉で説明していく  
必要があると思います。

## 「差別の中を生き抜いた人の話を聞いて欲しい」ぬ はやし ちから 林 力さん



無知こそ差別の始まりであると思っています。だから、国はこんなことをし  
ただよということを、まず教育者が知って、的確に子どもたちに伝えてほし  
い。差別の中で生き抜いた<sup>ぬ</sup>人が、もちろんもう病人でもない人たちがまだわ  
ずかに残っておられるので、できたらその人たちの話を聞いてほしい。病人  
でもない人たちが強制隔離<sup>かくり</sup>をされて、どう生きてきたかということ、今の若  
い人たちに知っておいてほしいと思いますね。

## ハンセン病問題についてのワークシート

質問  
1

ハンセン病について見聞きしたことがありますか？

質問  
2

ハンセン病について分かったことは何ですか？

質問  
3

もし、自分がハンセン病の元患者かんじゃやその家族だったとしたら、  
あなたはどんなことを考えますか？

質問  
4

かくり、せいさく隔離政策の当時、自分の周りに差別されている患者かんじゃや家族じょうきょうがいる状況で、  
あなたならどうしましたか？

質問  
5

差別をなくすために、あなたができることは、どんなことでしょうか？

DVD

# ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～

隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきた、ハンセン病元患者やその家族のエピソードをアニメーション化し、国立ハンセン病資料館学芸員による解説とともに収録しています。ハンセン病についての正しい知識や歴史、そして近年の動向など、ハンセン病に関する理解を深めるとともに、偏見や差別のない社会の実現について考えるためのDVDです。



本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です

法務省チャンネル

検索


<https://www.youtube.com/MOJchannel>

人権チャンネル

検索


<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

## 人権相談窓口・人権ライブラリーの御案内

法務局・地方法務局の電話・メール人権相談窓口

みんなの人権110番(全国共通)

子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

ゼロゼロみんなのひやくとおばん  
0570-003-110

[平日午前8時30分から午後5時15分まで]

ぜろぜろななのひやくとおばん  
0120-007-110

[平日午前8時30分から午後5時15分まで]

インターネット人権相談受付窓口

24時間・365日受付

インターネット人権相談

検索

●パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

●携帯電話 <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



## 人権ライブラリーの御案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御利用ください。遠方の方でも郵送等による貸出しも行っていきます。詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのウェブサイトをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 Eメール: [library@jinken.or.jp](mailto:library@jinken.or.jp)

ウェブサイト <http://www.jinken-library.jp/> [開館時間] 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始は休館)

人権ライブラリー

検索